

世帯主が令和8年3月25日時点でマイナンバーの公金受取口座を登録している。
又は市が世帯主の給付金指定口座などを把握している。

はい

いいえ

【プッシュ型（手続き不要）】

市より世帯主へ振込先口座を記載した「通知書」が**4月中旬**に届きます。

①通知書を確認：記載された振込先口座に変更がない場合は、特に申請等の手続きは一切不要です。
※振込先口座は、マイナンバーの公金受取口座や給付金の指定口座等を記載しています。

②受け取り：5月中旬に指定口座へ自動的に振り込まれます。

※記載された振込先口座の変更や給付を辞退される方は、戦略情報課までご連絡ください。

【申請型（手続き必要）】

市より世帯主へ「確認書」が**4月中旬**に届きます。

①確認書に必要事項をご記入の上、本人確認類及び振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

②市へ返送：同封しております返信用封筒にて**6月30日（火）**までに市へ返送してください。

③通知：市が書類内容等を審査した後、支給決定通知を送付します。

④受け取り：支給決定通知書に記載された振込先口座へ順次振り込まれます。